

## 旭川工業高等専門学校における駐車場の指定等に関する取扱細則

制定 平成30. 9. 20規則第20号  
改正 令和 2. 3. 17規則第 5 号

### 旭川工業高等専門学校における駐車場の指定等に関する取扱細則

#### (目的)

第1条 この細則は、旭川工業高等専門学校不動産管理規則（平成16年達第57号）第18条の規定に基づき、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における駐車場の指定等に関する必要事項を定め、駐車場使用者及び不審車両等を把握し、駐車場の適正な使用及び管理に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 常勤（再雇用を含む。）及び非常勤（非常勤講師を除く。）教職員
- (2) 専攻科学生 自家用車での通学を許可された専攻科学生
- (3) 常駐業者 業者のうち、用務業務、警備業務、清掃業務、売店、ボイラー管理業務並びに寄宿舍及び福利施設の厨房業務に従事する者をいう。
- (4) 外来者 前3号以外の来校者（非常勤講師、保護者、業者等）

#### (駐車場の指定及び使用者)

第3条 本校における駐車場及びその使用者は、次の各号に掲げる場所に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実習工場2裏駐車場（別図 - ①） 教職員
- (2) 寄宿舍3棟裏駐車場（別図 - ②） 教職員
- (3) サブグラウンド横駐車場（別図 - ③） 教職員、専攻科学生及び常駐業者
- (4) 正門横駐車場（別図 - ④） 外来者
- (5) 寄宿舍管理棟横駐車場（別図 - ⑤） 教職員（学生の休業期間中に限る。）

#### (使用の届出)

第4条 駐車場を使用する者（外来者を除く。）は、駐車場使用届出書（別記様式）により、あらかじめ不動産管理役に届け出るものとする。

2 専攻科学生が、通学で使用する場合は、別に定める。

#### (使用の更新等)

第5条 使用の届出をした者で、届出の内容に変更があった場合は、その旨を速やかに届け出なければならない。

#### (遵守事項)

第6条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者を優先し、その安全を図るとともに、騒音の防止に努めること。
- (2) 構内の道路標識等に従い、最徐行すること。
- (3) 第3条に基づき指定された駐車場を使用すること。

#### (巡視)

第7条 不動産管理役は、駐車場の利用状況等の確認のため、必要に応じて巡視を行うものとする。

#### (違反規制)

第8条 不動産管理役は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用者に対し、

使用の禁止，その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用の届出に当たり虚偽の申告をした場合
- (2) その他駐車場使用が不相当と認めた場合  
(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する車両については，第3条及び第4条の規定は適用しない。

- (1) 公用車
- (2) 学生の送迎，タクシー及びバス等の一時的に構内に乗り入れる車両
- (3) 消防用自動車，救急用自動車及びその他の緊急車両
- (4) 郵便物，電報，新聞及び宅配便等の配達車両
- (5) 塵芥及び廃棄物の収集車両
- (6) 工事業者及び物品等納入業者の車両
- (7) その他不動産管理役が特に必要と認めた車両  
(事故等の責任)

第10条 駐車場において発生した交通事故，車両の破損，盗難等については，駐車場の使用者が全ての責任を負うものとする。

(事務)

第11条 駐車場の指定等に関する事務は，総務課が処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか，駐車場の指定等に関し必要な事項は，不動産管理役が別に定める。

附 則

この細則は，平成30年9月20日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 17 規則第5号)

この細則は，令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

駐車場使用届出書  
（ 新規 ・ 変更 ）

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校不動産管理役 殿

申請者

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり駐車場の使用を届け出ます。

記

種別            教職員    常駐業者

車種（色）

車両番号

備考

以上

別図（第3条関係）

